

だちかんちゃ

発行
両津病院WLB
推進PTチーム



両津病院の移転新築事業 ついに始動！！

現在の両津病院は耐震診断により改修が必要とされ、また設備の老朽化も進んでいることから病院運営審議会から移転新築が求められていました。これまで庁内で検討を進めていましたが、今回『両津病院移転新築事業検討委員会』の設置予算が市議会で認められましたので、有識者から新しい病院の規模や概要などを検討していただき、具体的な建設計画を策定することになりました。

いよいよ新しい病院の建設に向けて本格的な取り組みが始まります。病院建設は計画から開院まで長い期間を要す事業ですので、皆様のご協力をお願いします😊

★8月30、31日 WLB推進ワークショップに参加しました

迷走の末、本土を目標に定めた台風10号の影響が心配される中、WLB-PTメンバーは全員揃ってワークショップに参加しました。残念ながら今年には新規に参加する施設がなかったため、2～3年目となる7施設が集まり、2日間にわたって講義や施設ごとの個別ワークショップを行ない、WLBの取り組みについて意見を交わしました。検討を重ねた2年目のアクションプランを紹介します。

- I. 勤務実態調査を継続して行ない、時間外勤務の削減に努める。
- II. 就業規則等の諸制度についての学習会の企画、開催
- III. 腰痛対策の実施
- IV. 年代別満足度調査の実施
- V. WLB推進事業の周知説明会の企画、開催
- VI. 目標管理の見直し
- VII. 情報誌発行やPR活動の推進



連載復活 『教えて石塚委員長』



★今回は【職務専念義務の免除】について



私たちは、法律により職務に専念する義務があります。

しかし特例として合理的な理由がある場合において、あらかじめ任命権者の承認を得ることで、勤務しないことが認められる場合があります。

このことを、職務に専念する義務の免除（職専免または職免）と言います。

合理的な理由とは、（1）研修を受ける場合、（2）厚生に関する計画の実施に参加する場合、（3）そのほか規則で定める場合などがあります。

例えば、人間ドックを受診する場合は（2）に該当し、「職務専念義務免除承認願」を所属長へ提出することで職専免の対象になります。また、精密検査が必要と判定され、医療機関へ受診する場合は、再検査が必要なことがわかる書面を添付して手続きをすることで、職専免の対象となります。更に再検査（2回目）が必要な場合も、同様の手続きとなります。

職専免で承認される時間は、「受診に必要な時間及び勤務場所から受診機関等までの往復に要する時間」となっていますが、出勤してからでは間に合わない場合は午前8時30分から、勤務場所へ帰る時間が終業時間以降になる場合は午後5時15分までの時間となります。